

国立大学法人北海道国立大学機構会計監査人候補者の募集について

令和7年1月30日

国立大学法人北海道国立大学機構

国立大学法人は、国立大学法人法の定めにより、会計監査人の監査を受けることとされています。

この会計監査人については、国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）第40条により、文部科学大臣が選任することとされておりますが、選任にあたっては各国立大学法人において候補者を選定し、文部科学大臣へ会計監査人候補者名簿を提出することとされています。

つきましては、国立大学法人北海道国立大学機構（以下、「本機構」）の会計監査人に就任を希望される監査法人又は公認会計士の方（以下「監査法人等」という。）から提案書を募集いたします。

なお、提案書の作成に際しては別紙「提案書の記載事項等について」を参照のうえ、提出してください。

記

1. 会計監査人の資格

- (1) 準用通則法第41条に定める資格を有する監査法人等であること。
- (2) 会社法第337条第3項及び公認会計士法その他諸法令における欠格事由に該当しない者であること。

2. 選定期間及び任期

- ・ 選定期間は令和7事業年度から令和9事業年度までとする。（3ヵ年）
- ・ 任期については、毎年度文部科学大臣の選任を受けるため、1事業年度とし、準用通則法第38条第1項に規定する財務諸表等の文部科学大臣承認の時までとする。
- ・ なお、令和8事業年度以降については、事業年度ごとに、選定された候補者より監査業務計画書等を提出していただき、本機構においてその内容を評価、検証し、適切であると認めた場合に限り、引き続き文部科学大臣の選任を求めることとする。
- ・ 選定された候補者が行政処分を受けた場合や社会情勢の変化、契約履行状況等により適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合においては、選定の見直しの対象とする。

3. 選定方法

提案書類により審査を行い、会計監査人候補者を決定する。

4. 提出期限 令和7年3月7日(金) 17時(必着)

5. 提出資料及び部数

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 提案書 | 2部（PDFデータの提出含む） |
| (2) 監査報酬の見積書 | 1部（各年度別） |
| (3) 法人の概要を記載したパンフレット | 2部（PDFデータの提出含む） |

6. その他

- (1) 提案書に関する担当者の氏名、連絡先を明記すること。
- (2) 提案書等作成費用は提案者の負担とする。また、提出された提案書については返却しない。
- (3) 本機構の概要及び財務状況等については、下記の本機構ホームページを参照すること。
 - ・ 概要 <https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/about/>
 - ・ 財務状況 <https://www.nuc-hokkaido.ac.jp/disclosure/finance.php>

7. 提出先・問合せ先

〒080-8555 北海道帯広市稲田町西2線11 国立大学法人北海道国立大学機構監査室 担当:内野

電話 : 0155-65-4374 E-mail : hkansa@office.nuc-hokkaido.ac.jp

提案書の記載事項等について

国立大学法人北海道国立大学機構監査室

提案書類

1. 応募資格を確認するための書類

(1) 応募者の概要等(様式は任意)

- ①名称, 代表者名, 所在地(本部), 出資金(資本金)
- ②令和5年度における営業収益, 経常利益, 当期利益
- ③国内拠点数及び人員(代表社員数, 公認会計士数, その他)
- ④本機構担当事務所の所在地及び人員
- ⑤国立大学法人の会計監査人専任実績(令和4事業年度～令和6事業年度実績)
- ⑥監査契約件数

- 1) 監査契約件数(令和4事業年度～令和6事業年度実績)
- 2) 学校法人との監査契約件数(令和6年度実績)
- 3) 独立行政法人, 特殊法人との監査契約件数(令和6年度実績)

〔補足資料として, 監査法人の場合は法人の概要を記載したパンフレット等を, 公認会計士が応募する場合は略歴書類を添付すること。〕

(2) 会社法第337条第3項及び公認会計士法その他諸法令における欠格事由に該当しない者であることを証する書類

2. 実施できることを証明する書類

(1) 監査業務計画等(様式は任意)

令和7事業年度から令和9事業年度の複数年にわたる監査を考慮し, 下記の内容について提案してください。

※会計監査人として文部科学大臣に選任された後, 本機構と締結する監査契約の対象とする内容を記載すること

- ① 監査契約の要点
- ② 監査実施体制
- ③ 監査実施日程(工程ごとの人員数, 3か年度を通じた計画等)
- ④ 監査実施日数(述べ人工数及び往査日数)
- ⑤ 監査実施方法
- ⑥ 監査担当者の略歴

(2) パブリック・リレーションズ(PR)

※本機構の監査業務に対する姿勢, 応募者の特長・特徴など

(3) 品質管理体制

※日本公認会計士協会が実施した直近の品質管理レビューの結果(指摘事項がある場合は, 改善措置も含む)を記載ください。

※監査業務の品質管理の維持・向上に関する体制及び独自の審査体制等について, 記載ください。

(4) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

以下の認定等を取得している場合は, 記載するとともに認定証(写)を1部提出してください。

- ① 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)又は一般事業主行動計画策定(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る)
- ② 次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(トライくるみん認定企業・くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)
- ③ 青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定(ユースエール認定企業)

(5) 監査費用見積書〔令和7事業年度～令和9事業年度〕… 提出部数は年度ごとに各1部

* 令和7事業年度の見積額は、本機構と契約する場合の上限額となります。

①必ず監査計画書に基づく算定内訳(年度ごとに、監査等業務工程、述べ人日数、要員クラス別に人員数・単価等)を記載するとともに、算定の基礎となった報酬基準がある場合には添付すること。

令和8事業年度以降において、監査計画の大幅な見直し等により監査費用に変更が生じる場合には、当該年度の監査計画書に詳細な理由を付して明記すること。

②旅費、交通費など、本機構の監査業務を行うために必要となる一切の経費を含めるものとする。

* 機構本部以外に、小樽商科大学、帯広畜産大学、北見工業大学での監査業務に係る経費を全て含めること。

③監査日数等に変更が生じた場合の具体的な処理の考え方を記載すること。

* 上記の書類のほか、必要に応じて追加書類の提出を求めることがある。

連絡事項

1. 提案書の提出部数は 2 部(PDF データでの提出も含む)とし、A4版で40頁程度とします。(なお、提案書の他に法人案内用のパンフレット等を提出する場合、同様に 2 部(PDF データでの提出も含む)をご用意します。)
2. 選任された会計監査人は、監査実施計画に基づき実施する監査業務に対し、担当指名簿を事前に提出すること。
3. 各応募者から提出された書類は、必要に応じて文部科学省へ提出するほか、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下「情報公開法」という。)に基づき、公開する法人文書の対象となるので、守秘することを要望する事項がある場合は、予め当該事項を指定すること。また、応募者は、本機構が監査業務終了後会計監査人から提出される監査報告書を、情報公開法第22条第1項に定める、「適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供する情報」として取り扱うことを了解すること。
4. 公認会計士法施行令第7条第1項第9号及び第15条第4号の使用人には、非常勤講師も含まれると解され、会計監査人たる公認会計士又は監査法人の社員は、本機構の非常勤講師となることができないのでその旨留意のうえ応募すること。